

## 城南区学生サポーターマッチング事業 実施要綱

### （目的）

第1条 学生の若い力やアイデアを地域活動に活かし、地域課題の解決や活性化に繋げるとともに、学生が地域社会との繋がりを深め、実践的な学びの機会を得ることを目的とする。

### （費用負担の原則）

第2条 本事業は学生と地域とのマッチングの機会提供を目的としており、城南区役所から参加者（学生サポーター）に対し、謝礼、交通費、保険料等の支給は一切行わない。

### （活動中の事故等への対応）

第3条 活動中の事故、怪我、盗難、金銭トラブル等について、城南区役所は一切の責任を負わない。

2 参加学生は、必要に応じて各自でボランティア保険等への加入を検討するものとする。

### （活動報告・広報への協力）

第4条 事業終了後、城南区役所からアンケートや活動報告の提出を求める場合がある。

2 活動の様子は、区の広報媒体（ホームページ、広報紙等）で紹介する場合がある。

### （その他）

第5条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、城南区長が別に定める。

附 則 この要綱は、令和8年3月1日から施行する。